

下関市立大学特別支援教育特別専攻科規程

令和 2 年 12 月 18 日

規 程 第 7 4 号

改正 令和 3 年 3 月 23 日規程第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 1 9 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下関市立大学特別支援教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 特別専攻科は、特別支援教育の充実に資するため、現職教員及び特別支援教育教員を志望する者を対象として、特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教員を養成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第 3 条 特別専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員
特別支援教育専攻	1 0 人

(専攻科委員会)

第 4 条 特別専攻科に専攻科委員会を置く。

2 専攻科委員会は、特別専攻科に所属する下関市立大学の専任教員をもって組織する。

3 前 2 項に定めるもののほか専攻科委員会について必要な事項は、別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第 5 条 特別専攻科の修業年限は、1 年とする。

2 特別専攻科の在学期間は、2 年を超えないものとする。

3 学長は、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(入学の時期)

第 6 条 特別専攻科の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 7 条 特別専攻科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有するものとする。

(1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 8 3 条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 1 0 4 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 1 6 年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(入学の志願)

第8条 特別専攻科に入学を志望する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに必要書類を添えて入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜)

第9条 入学志願者に対しては、入学試験を行い、専攻科委員会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 出願手続、選抜方法その他の入学者の選抜に関し必要な事項は、募集要項に定める。

(入学の手続及び入学許可)

第10条 前条の規定による合格決定の通知を受けた者は、指定の期間内に学長の定める入学の手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者について入学を許可する。

(教育課程)

第11条 特別専攻科の教育課程は、別表のとおりとする。

(修了及び教育職員免許状)

第12条 学長は、特別専攻科に1年以上在学し、所定の教育課程を履修し30単位以上修得した者に対しては、専攻科委員会の意見を聴いて、修了証書を授与する。

2 前項の規定により、特別専攻科を修了した者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところにより、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）の授与の所要資格を取得することができる。

(授業料等の徴収)

第13条 特別専攻科の授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

(学部学生に関する規定の準用)

第14条 この規程に定めるもののほか、特別専攻科の学生に関し必要な事項については、学則その他諸規程中の学部学生に関する規定を準用する。ただし、休学については、通算1年を超えることはできない。

(科目等履修生)

第15条 学長は、特別専攻科の学生以外の者で、特別専攻科の授業科目のうち1又は複数の授業科目の履修を願い出たものについては、教育研究に支障のない範囲において、専攻科委員会の意見を聴いて、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 履修資格、履修科目、単位の認定その他の科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日規程第23号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学における授業科目	単位数	
			必修	選択
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概説	2	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	
		病弱者の心理・生理・病理	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者教育	2	
		肢体不自由者教育	2	
		病弱者教育	2	
		インクルーシブ教育指導法Ⅰ	2	
		インクルーシブ教育指導法Ⅱ	2	
		インクルーシブ教育指導法Ⅲ		2
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		障害のある児童又は生徒の心理・生理・病理概説	2	
		視覚障害者教育	1	
		聴覚障害者教育	1	
		発達障害者教育	1	
		重複障害者教育	1	
		ダイバーシティ教育実践研究ⅠA		1
		ダイバーシティ教育実践研究ⅠB		1
		ダイバーシティ教育実践研究ⅡA		1
		ダイバーシティ教育実践研究ⅡB		1
		ダイバーシティ教育実践研究ⅢA		1
ダイバーシティ教育実践研究ⅢB		1		
教育実習		特別支援学校教育実践研究	1	
		特別支援学校教育実習	2	
合 計			27	8
修了に必要な単位数（各区分の必修科目が含まれていること。）			30	